

支援奨学金給付規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人 栗和田福祉財団（以下「本財団」という。）の定款第3条に基づく支援事業及び同第4条の奨学金給付に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれに定めるところによる。

- (1) 高等学校等とは、高等学校及び高等専門学校をいい、在籍する生徒を高校生という。
- (2) 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校専攻科及び専修学校専門課程をいい、在籍する学生を大学生という。
- (3) 大学院等とは、学部を持つ大学院、大学院大学、独立研究科、専門職大学をいい、在籍する学生を大学院生という。
- (4) 奨学金とは、奨学生に給付する学資金等をいう。
- (5) 奨学生とは、本財団奨学金の給付を受けて学ぶ高校生及び大学生をいう。

(奨学金給付事業の種類)

第3条 奨学金給付事業は、次に掲げる二種類とする。

- (1) 高校生に対する進学支援金・受験支援金・合格祝い金・その他特別支援金の奨学金給付を行う進学支援事業
- (2) 大学生及び大学院生に対する入学支援金・奨学支援金・住居支援金・その他特別支援金の奨学金給付を行う奨学支援事業

(奨学生の資格)

第4条 次の各号のすべてに該当する者または本財団が特に認めた者は、この規則による奨学生として採用を申し込むことができる。

- (1) 進学支援事業
 - (i) 京都府内及び滋賀県内の児童養護施設等（以下「施設等」という）に入所している者
 - (ii) 国内の高等学校等へ進学または在籍する者
 - (iii) 高等学校等を卒業後、国内の大学等へ進学を希望する者
 - (iv) 入所している施設等の施設長の推薦を受けた者

- (v) 学業・人物ともに優れた者
- (2) 奨学支援事業
 - (i) 京都府内及び滋賀県内の施設等に入所している者、または退所した者
 - (ii) 国内の大学等へ進学（編入を含む）または在籍する者で、支給する年の4月1日現在19歳以下の者
 - (iii) 国内の大学院等に進学する者は、国内の大学等に在籍し、すでに本財団の奨学金給付を受け、支給する年の4月1日現在23歳以下の者
 - (iv) 入所している、または退所した施設等の施設長の推薦を受けた者
 - (v) 学業・人物ともに優れた者

（奨学金の給付期間及び金額）

第5条 奨学金の給付期間は、進学支援事業・奨学支援事業ともに給付開始の年から標準修業年限または本財団が特に認めたときまでとする。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は採用年度の募集要項に記載する。

（奨学生の申請手続き）

第6条 この規則の第3条（1）に係る奨学金を志願する者は次に掲げる書類を本財団に提出するものとする。

- (1) 進学支援金給付申込書
 - (2) 入所している施設等の施設長の推薦書
 - (3) 課題作文
 - (4) 個人情報取扱い同意書
 - (5) 学業成績表（前年度分及び応募年度分の2か年度分）
- 2 この規則の第3条（2）に係る奨学金を志願する者は次に掲げる書類を本財団に提出するものとする。
 - (1) 奨学支援金給付申込書
 - (2) 入所している、または退所した施設等の施設長の推薦書
 - (3) 課題作文
 - (4) 個人情報取扱い同意書
 - (5) 学業成績表（前年度分及び応募年度分の2か年度分）
 - 3 その他必要な書類は採用年度の募集要項に記載する。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は本財団事務局による書類審査後、必要に応じ面接を行い、選考委員会の選考を経て理事会の決議により理事長が決定する。

- 2 奨学生として採用が決定された奨学生に対しては、本財団より採用通知書を施設長及び志願者本人に通知する。
- 3 奨学生として採用された者は下記の書類を別に定める期日までに本財団に提出する。提出期日を過ぎても書類が提出されない場合、本財団は採用を取消すことが出来る。
 - (1) 振込口座届
 - (2) 高等学校等・大学等に在籍する、または入学することを証明する書類
 - (3) 奨学生誓約書
 - (4) その他本財団が指定する書類

(奨学金の給付)

第8条 前条により採用が決定した第 3 条 (1) の奨学生に対して次のとおり奨学金を給付する。

- (1) 進学支援金は学期毎に別途定めた日
 - (2) 受験支援金・合格祝い金は別途定めた日
 - (3) 奨学生が高校生であるためその在籍する施設等に委ねる支払方法とし、同施設の承諾を得て同施設の金融機関口座に送金する。
- 2 前条により採用が決定した同第 3 条 (2) の奨学生に対して次のとおり奨学金を給付する。
 - (1) 入学支援金は別途定めた日
 - (2) 奨学支援金・住居支援金は別途定めた日に本人名義の金融機関口座に送金する。但し、金融機関が休業日の場合は前営業日に送金する。

(学業成績等の報告)

- 第9条 この規則の第 3 条の (1) の奨学金給付を受ける奨学生は、各学期末の学業成績表並びに学習塾出席状況がわかる資料を別途定めた期限までに施設等を通じて本財団に提出しなければならない。併せて、毎年学年末には支援奨学金継続確認書を本財団に提出しなければならない。
- 2 この規則の第 3 条 (2) の奨学金給付を受ける奨学生は、各学期末の学業成績表を速やかに、年 1 回の生活状況報告書並びに支援奨学金継続確認書を毎年学年末までに本人が直接本財団に提出しなければならない。

(異動届出)

- 第10条 奨学生は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を本財団に届出なければならない。

- (1) 休学、復学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 他の高校に転校することが決まったとき
- (4) 他の大学・大学院や学部・編入学、転学部(科)することが決まったとき
- (5) 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- (6) 病気・事故その他の理由により欠席が3ヶ月以上にわたると見込まれるとき
- (7) 本財団に登録した情報等(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき
- (8) 本財団の奨学金受給を辞退するとき
- (9) 3ヶ月以上の長期にわたり留学するとき

(奨学金の一時停止)

第11条 次の各号の一つでも該当した場合は奨学金の給付を一時停止する。

- (1) 奨学生が休学し、または長期欠席したとき(但し、特別の事情がある場合は除く)
 - (2) 本財団が定める書類等を期日までに提出しなかったとき
 - (3) 本財団が求めた報告・連絡等を怠ったとき
- 2 奨学生の学業又は品行などの状況により指導上必要があるときは奨学金の給付を一時停止する。(学習塾への通学状況の不良も含む)

(奨学金の復活)

第12条 前条の規程により奨学金の交付の一時停止を受けた者が停止されるに至った事由が改善され、本人もしくは施設等から給付の再開を願い出たときは、本財団との協議の上復活することが出来る。

(奨学金の資格喪失)

第13条 次の各号の一つに該当した場合は本財団の奨学生としての資格を失う。

- (1) 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (2) 停学となったとき
- (3) 傷痍疾病などの為、成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は品行が不良であるとき
- (5) 学籍を失ったとき(ただし、転学・編入学を除く)
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

- (7) 奨学金の給付一時停止後、本財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- (8) 刑罰法令に違反して起訴されたとき
- (9) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (10) 本財団に提出された書類等において、事実と相違する記載が認められたとき
- (11) 前各号のほか奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還請求)

第14条 前条各号に該当する場合、本財団は奨学生に対して奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- 2 すでに奨学金の給付を満了または終了した奨学生について、前条各号の事実が発覚した場合についても本財団は奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第16条 本財団は奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 以下に該当する者は本財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用し、または利用させようとする者

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は理事長が起案し、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規則は令和 4 年 11 月 1 日理事会決議により施行し、同年 10 月 1 日遡及して適用する。

令和 6 年	3 月 1 日	改定	支援奨学金給付規定を支援奨学金給付規則に改める。条文中の「この規定」を「この規則」とする。
令和 6 年	3 月 1 日	改定	第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条
令和 6 年	5 月 7 日	公益認定	「一般財団法人」を「公益財団法人」に改める。
令和 7 年	1 月 1 日	改定	第 2 条、第 3 条、第 4 条
令和 7 年	3 月 1 日	改定	第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条
令和 7 年	7 月 1 日	改定	第 4 条、第 6 条